

情報通信審議会 情報通信政策部会

デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会 第19回 議事録

1 日時：平成19年7月12日（木） 17：20～18：40

2 場所：総務省 第一特別会議室

3 出席者（敬称略）

（1）委員（専門委員含む）

村井 純（主査）、浅野 睦八、池田 朋之、石井 亮平、石橋 庸敏、稲葉 悠、植井 理行、華頂 尚隆、河村真紀子、岸上 順一、佐藤 信彦、椎名 和夫、菅原 瑞夫、関 祥行、高橋 伸子、田村 和人、田胡 修一、土井美和子、長田 三紀、生野 秀年、福田 俊男、堀 義貴、
(以上22名)

（2）オブザーバー

川瀬 真（文化庁）、菊池 尚人（慶應義塾大学）、吉川 治宏（三井物産株式会社）、杉原 佳堯（インテル株式会社）、中村 秀治（株式会社三菱総合研究所）、中村 吉二（社団法人日本音楽事業者協会）、野中 康行（株式会社東芝）、畑中 康作（インテル株式会社）、松岡 達雄（日本電信電話株式会社）、元橋 圭哉（日本放送協会）、安江 憲介（株式会社三菱総合研究所）

（3）事務局

小笠原情報通信政策局情報通信政策課コンテンツ流通促進室長

（4）総務省

小笠原情報通信政策局長、中田政策統括官、河内官房審議官、今林総務課長、鈴木総合政策課長、秋本情報通信政策課超、吉田放送政策課長、吉田地上放送課長、武田衛星放送課長、藤島地域放送課長

【村井主査】 ただいまから情報通信審議会デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会第19回会合を開催致します。委員の皆様には、お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。本日、ご欠席された委員、ご出席いただいているオブザーバーにつきましては、いつものように席上に配付させていただいた資料がございますので、こちらをご参照下さい。

本日は、本委員会の議論のとりまとめとなる中間答申の骨子案についての意見交換をお願いしたいと考えております。最初に事務局から中間答申の骨格、提言の方向性について簡単な説明をお願いいたします。それから次に、私からコピーワンス関連部分についてご報告させていただきます。コピーワンスに関しましては、4月以降、技術ワーキングにおいていろいろな整理を行っておりますので、その内容も含めてご報告致したいと思っております。また、6

月26日の情報通信政策部会において新たに当委員会の担当とされました諮問案件がありますので、それについてもご説明申し上げます。以上3点で今日は進めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、事務局から資料の確認と説明をお願いいたします。

【小笠原コンテンツ流通促進室長】 それでは、資料1が第4次中間答申（骨子案）でございます。本委員会は2つの諮問を受けた答申になります。

それから、資料2以降はこれまでの議事録です。皆様には多大な作業をお願いいたしました。今までにとりまとめました議事録をまとめてつけさせていただきます。

資料8は、今、先生からご発言のありました6月26日付で情報通信政策部会から当委員会に付議されました「コンテンツ競争力強化のための法制度」の在り方に関する諮問に関する資料でございます。

最後に、資料9は今後のスケジュールについて改めてつけさせていただきます。

資料等、抜けがありましたら事務局までお申し出いただければと思います。

続きまして、資料1の中間答申骨子案につきまして、ごく簡単に事務局より説明させていただきます。前回委員会でご報告しましたとおり、当委員会の2つのテーマ、いわゆるコピーワンスの改善のあり方、コンテンツの取引市場の形成と取引の活性化に向けた具体策のテーマにつき、概ね資料に書きましたような骨子で答申案を作成させていただければと思っております。コピーワンスに関連して、基本的な考え方、具体的な改善策、その前提となった事実関係。取引市場の形成について、基本的な考え方、それから形成、活性化に向けた具体策、検討の前提となる事実関係。大体それぞれ3つの要素を書いてまいりたいと思っております。

なお、基本的な考え方、具体的な改善策についての検討の経緯と書いてある部分がございますが、その部分が今回の骨子案の中で非常に厚くなっております。第2次答申以来の皆様からのご指摘で、行われた議論について極力可能な限り経緯を記載していくという観点から、今回も皆さんのそれぞれの発言につきまして、あくまで事務局の分析ではございますが、可能な限りまとめたものをつくらせていただきました。本日、初見の方もいらっしゃると思いますので、後ほど申し上げますが、これについてはもう少し意見を頂戴し、極力検討の経緯を反映してまいりたいと思っております。本日の資料の基本的な素材は、今までご提出いただいた資料、事務局から提出いたしました資料、あるいはこれまで皆さんからご意見をいただいたもの、すべてそれによっております。

まず2ページは、4月に村井主査より2つの問題を考えていく上での基本的な考え方としてお示しいただいた3つの考え方について、それぞれ概ね合意が得られたのではないかと前回ご提出させていただいたものでございますが、答申の方向性として記載させていただきました。基本的には(1)コンテンツのリスペクトとクリエイターに対する適切な対価の確保。

そしてこれに関しては政府のその他機関、経団連などの様々な場で行われている検討と共通の目的を持ってやっているということ。それから（２）善意の利用者がコンテンツを私的に楽しむことについては、妨げる方がいらっしやらなかったということ。ポータブルデバイスといったような、そういった発展の成果の可能性を閉ざしたり、否定する意見も見られないということ。それから（３）フル・デジタル化、ブロードバンドに向けた２０１１年という重要なマイルストーンを意識した解決策であることが必要であること。そういったことを確認的に書かせていただきました。

次の８ページでございますが、前回、コピーワンスについて４つの選択肢についてご議論いただいたことのご紹介と、検討の方向性については、この場で概ねご了承が得られているのではないかと申し上げました。具体的には、④Copy One Generationの考え方の適用＋何らかの制限ということで、ご検討いただいていたかと思いますが、念のためその検討の方向性として、４月の主査発言の要点を記載いたしました。チューナーとハードディスクが同一筐体の場合、COGで蓄積しその場合の出力についても一定の回数制限を設ける。回数については善意の利用者が普通にコンテンツを楽しむ、あるいはポータブルデバイスの登場で楽しむ状況が多様化、変化しつつあることも考慮する。変更の対象は、新たに販売される機器等を前提とするといったことを確認的に書かせていただいております。

次に２７ページでございます。コンテンツの取引市場の形成につきましても、許諾手続の簡素化、情報の集約、公開、放送コンテンツと制作主体の多様化、それにかかわる選択肢についてご議論いただきました。それにつきましては、方向性としては概ね合意いただけたのではないかということについて、それぞれ記載しております。

手続の簡素化につきましては、コンテンツの創造に関与したさまざまな権利者の意見、合意形成、それに留意することが不可欠であるということ。それから、情報の集約、公開につきましては、これはもういろいろなニーズ等、議論すべき問題は多々ございますが、取引市場の形成、活性化に有効な方策の一つと考えられるのではないかと。放送コンテンツと、その制作主体の多様化につきましては、資金調達が多様化とか、あるいは制作市場への、例えば番組制作者公募といったことを組み合わせることによって、コンテンツ取引の活性化の有効な手法を考えていけるのではないかと。そういったこれまでの議論を集約させていただきました。そして、そこに至る検討の経緯、それからその参考となる、これまでご提出いただいた資料をもとに中間答申の骨子案として作成させていただきました。

簡単ですが、以上でございます。

【村井主査】 ありがとうございます。

それでは、引き続き、私からコピーワンスに関してご報告させていただきます。

ただ今、事務局からご説明がありましたように、いわゆるコピーワンスの改善の在り方に

関しては、2007年4月に私から申し上げました一定の方向性を前提に、技術ワーキングの方々のご協力を仰ぎ、技術的整理を行っていただきました。

その技術的整理の結果を受け、私の方でも本日まで一定の整理をし、進めさせていただきましたので、これからご説明する内容をいわゆるコピーワンスの改善の在り方に関する当委員会の議論のとりまとめとして、情報通信政策部会に報告を行うということで、進めさせていただきます。

具体的な内容にふれる前に、資料にあります基本的な3つの考え方についてご説明致します。これらが一番重要な大前提になるかと思えます。第一に、コンテンツを尊重し、コンテンツ大国、つまりネットコンテンツのビジネスやクオリティーの高いコンテンツを創出することを目指して議論が進んで参りました。クリエイターに対して適切な対価が還元されるような環境を作っていくことは、どの議論の中でも一貫して検討されたことだと認識しております。

第二に、善意の利用者がさまざまなウインドウを介してコンテンツを私的に楽しむ環境を実現する。こういうことも皆様共通の認識として議論されてきたと思えます。この点に関し、善意の利用者がコンテンツを私的に楽しむことを権利者やクリエイターが否定することはないということも繰り返し議論していただきました。

第三に、地上デジタル放送に関しましては、2011年のアナログ停波というデッドラインをベースとした改善のプロセスが重要であるという点です。

この3点は、本委員会における検討のすべてのベースになる大前提だと思えます。この大前提に加え、この委員会には既に合意していただいた方向性があります。いわゆるコピーワンスの改善の方向性として、Copy One Generation+一定の制限という考え方を基本にして進めようというものです。具体的には、デジタル・チューナーとハードディスクが同一筐体中に入っている機械の場合、COGで蓄積された放送番組に関して、同じ筐体の中のDVDレコーダーへの出力、あるいはDTCPに準拠した伝送路であるIEEE1394を介し外部機器へ出力される回数に、一定の回数制限を設ける。これが4月の段階で皆さんに合意していただいたいわゆるコピーワンスの改善の方向性でした。

この方向性に沿って具体的な回数を決めることが次の課題です。ただし回数に関しましては、この委員会の場、あるいはワーキンググループで議論していただくのではなく、いろいろな情報を整理して私の方でとりまとめるということで進めさせていただきました。考え方といたしましては、善意の利用者が家庭の中で普通にコンテンツを楽しむことを妨げるのはできるだけ避けたほうが良いのではないかという意見、それから、技術の進展に伴い、映像、音楽を収めたポータブルデバイス、あるいは携帯電話などの登場で、コンテンツを楽しむライフスタイルが変化、多様化しているという現状を認識すべきだという意見、これらを考慮

した上で関連する技術的整理を行ってまいりました。

回数については、委員の皆様から幾つかの数字の案を示していただきました。この4月に、私が改善の方向性について提案を行った際には、1人の視聴者に必要な録画放送番組のバックアップというのは、原則1つではないか。つまり、コピーは1個、というご意見がありました。多少の余裕を見たとしても、3つぐらいで十分ではないかというご意見もありました。それぞれのお立場でのお考えは、それぞれに合理性があると思います。バックアップの個数に関しては、幾つかの考え方が存在することはご理解いただけると思います。一方、現在、ポータブルデバイスのように視聴形態が多様に発展しておりますが、先ほどの事務局説明にもありましたように、持ち歩き可能なさまざまな機器を用いてコンテンツを楽しむスタイルは、これからもいろいろな形で普及をしていくと思われれます。例えば、家庭の中では、ハードディスクに録画したコンテンツをDVDに記録しDVDプレイヤーでコンテンツを楽しみますし、屋外ではiPodなどのポータブルプレイヤーや携帯電話などに記録して視聴することが一般化されていくことが予想されます。そうした技術の成果や進歩を視聴者に還元し、それらの新たな技術を活用・展開して視聴者がコンテンツを楽しめるようにしていくことにつきましては、この委員会の開始以降、ライフスタイルの多様化と同様、皆様に認識していただいていると思います。

先ほど述べさせていただきましたように、制限回数に関し、1回、それから3回という議論が出てまいりましたので、それぞれの合理性も鑑みて、次のように考えることにいたしました。第1に、1人の視聴者が1つのデバイスに記録できるコンテンツの数は1個と考えるのは、確かに合理性があります。第2に、1人の視聴者が持つデバイスの数は多様化しており、このデバイスの数を何個と断定することは難しいのですが、例えば3個と考えることとします。第3に、1家庭における視聴者の平均数を考えたところ、いろいろな統計からも大体3人が平均的な視聴者の数と伺っておりますのでこれらを踏まえ、1人3デバイス、そして1家庭3人ということで、 3×3 で9という数字が導かれます。さらに、今のCopy One GenerationからD T C Pを通してコンテンツを移動させると、最後の1個がなくなるときにオリジナルが消滅することになりますので、オリジナルの1個を加えて合計の数は $3 \times 3 + 1$ 、すなわち10というのが適当ではないかと考えます。

これらを考慮し、私としては具体的に10回という回数を考えております。今申し上げましたように、最後の1回は、メディアに記録するとハードディスク内のオリジナルは消去されるので、新たにできるコピー回数は9となりますが、この数字が適当ではないかと考えています。

デバイスの多様性や使用されるデバイスの数などを理由として数を設定する考え方は、例えばD T C Pオーバー I Pという規格などでも同様の概念で考えられていますので、そうい

うことも考慮した数としてお考えいただきたいと思います。

もう一つ議論になっている点は、この「回数」の扱いについてです。どうやって1回と数えるのかということが大変議論になりました。例えばコピーしたいコンテンツの頭の部分を少しコピーして、すぐ止めた場合に1回とカウントするのか、途中でコピーを失敗した時にどのようにカウントするのかということです。私が先ほど申し上げた $3 \times 3 = 9$ という数字はいわば最大値です。以前頂いたご意見の中には、1回のカウントの基準というのは、最も厳しく、かつシンプルな数、わかりやすい方法として考えていく必要があるというご意見もありました。メディアの不良や操作ミスもある程度見込む必要もありました。この $3 \times 3 = 9$ という数は、メディアの不良や操作ミスなどを考慮したとしても十分な最大値であると考えます。従いまして、1回のカウントの方法は、シンプルで単純にメディア等への記録行為が開始された時点で1回ということになります。

有料放送等の識別についても議論がありました。当然のことですが、今申し上げたルールは地上放送その他、無料の広告放送を想定したものです。当委員会の議論も、この点についてのご異論はなかったと認識しています。従って、3波共用の受信機の場合などは、有料放送とその他の無料放送について、受信機の動作を区別するような技術的な工夫も必要に応じて導入できると思います。放送事業者、メーカーの方にご参加いただいている技術ワーキングにおいて提供していただいた情報から、対応できる課題であると伺っております。

自明なことですが、今申し上げた改善案は、あくまでも善意の視聴者が様々なウィンドウを介してコンテンツを私的に楽しむということを前提にして提案したことです。当委員会でも再三指摘されたことですが、コンテンツが記録されたメディアを無断で販売したり、配布することは論外でありまして、こうした行為の防止策は不可欠です。デジタル放送の場合、画面上にチャンネルのロゴマークが表示されるなど、デジタルならではの技術的な工夫がされていますし、また、これからもデジタルならではの技術対応が可能です。例えば、画面上にあるチャンネルのロゴマークについては、録画したコンテンツにも必然的にロゴが入った形になりますので、こういった新しいデジタル技術を活用して、私的な使用の範囲外にコンテンツが流通することを防止するための新たな対応を検討していくこともできます。

ご説明としては以上です。審議会において、コピーワンスの改善の在り方の議論が開始されて、今日で2年半ほど経ちました。その間、コピーワンスをテーマとした委員会は数十回開催され、今回で3度目の中間答申になりますが、デジタル時代のコンテンツ流通全般に大変大きな影響のある重要な論点が出されたと思います。これらの論点に関しては、現時点までにいろいろと意見交換をしていただきました。今日私が申し上げたような考え方は、すべての委員の方に100%満足していただけるものではないということは十分承知しております。デジタルテクノロジーというのは日進月歩で進んでまいります。それから、今私が申し

上げた提案は、技術的には可能だと思いますが、この提案に沿って進むことが、本当に家庭の中での録画のライフスタイルに適切な楽しみ、つまり、先程申し上げたような善意の利用者が家庭の中で普通にコンテンツを楽しむことを妨げない形で与えられるのか。あるいは今の技術の中でシステムの移行をしていくときに、技術的に安定したものであるのか。あるいは、不正のコピーに関する心配もあるわけですが、本当にそれが先ほどの幾つかの技術だけではなく、他の側面を含めた合成的なアプローチをすることでも、努力によって、うまくいくのか。これらの事を含めて検討していくと、このデジタル放送の進化・発展の中で、今回私が提案したルールが恒久的なルールであるということは大変考えにくいと思います。

ですので、技術的、あるいはその他の環境変化によって、何か問題が生じれば、必ずいついかなる時でも、チェックをして、ルールを見直すような対応が必要ではないかと思えます。皆様に議論していただくこの委員会が、さまざまなお立場からご意見を出していただいたのと同様に、今回取りまとめる内容が次のステップに進んでも、その中で課題が出てくれば、この委員会の場で議論をしていただき、そしてまた改善へと向かうことができるのではないかと思います。

2011年、通信と放送のフルデジタル化、完全デジタル化ということで大変重要なタイムフレーム、言い換えればデッドラインがあると思えます。まずはその一步を踏み出す足掛かりということで、私の考え方をまとめましたので、皆様のご理解とご協力を改めてお願いしたいと思います。

私からの説明は以上となります。それでは、順次、委員の皆様からご発言をお願いします。それでは、権利者団体のお立場の椎名委員、お願いいたします。

【椎名委員】 村井主査から9回プラス1個の10回という回数をいただきましたが、思い起こしますと、コピーワンスの改善という問題がこの検討委員会に付託されて、約11カ月、我々権利者は権利の保護と利用者の利便性の確保という、相反する事柄を同時に満たす解を求め、妥協できる最大限の着地点を模索し続けてきたと思えます。それは、消費者の方々も全く同じだろうと思うのですが、一方で、JEITAさんはEPNしか選択できないという誤った説明をされたことから始まって、ずっとEPNを主張されるばかりで、このCOG+n回という結論を得るための議論にはほとんど参加されていなかったように思うんですね。それについては非常に残念としか言わざるを得ないのですが、そのことを別な角度から見た場合に、権利者と消費者の間で見出すべき着地点について、今回、双方が直接向き合って努力をすることによって見出すことができたんだと、そういうふうにも解釈できるのではないかと思います。今回の成果というのが、今後、こうしたコンフリクトを解決していく上で、一つの大きな一歩となっていくことを心から願ってやみません。

今回、幾つかの技術的なファクトファインディングと何回かの議論を経て、COG+n回

という方向性が示されたわけですが、その後、文化審議会の小委員会において、録画補償金制度の廃止を主張されるなど、あたかも本検討委員会の合意の成立を壊そうとするかのような動きをJ E I T Aさんがとり続けてこられた点につきましては、極めて遺憾であると申し上げておきたいと思えます。

その上で、本日9回プラス1個の10回という結論を伺ったわけですが、先ほどの先生のお話にもありましたとおり、実演家としましては、かねてより3回プラス1個の4個のコピーを主張しておりまして、この主張について、本日をもって変わるということはございません。しかし、4月18日に開かれた本検討委員会第14回において表明しましたとおり、ここで得られる結論がどの当事者にとっても痛みを伴うものであるということは理解しておりまして、その意味で今回、村井主査にお預けしていた10回という結論については承り、本検討委員会の成果をここで壊すようなつもりは毛頭ありません。

ただし、今回の検討の中でも再三申し上げてまいりましたように、今回の譲歩が可能になった前提としては、あくまでも現行の私的録画補償金制度の存在があります。もし、今後この制度そのものが存続しなくなったり、あるいは今回のコピーワンスの緩和を何ら反映しないようなものとなった場合には、いついかなる時点においても、補償金制度による成果の還元を前提としないn回について、再度検討する場を設けていただく立場を留保いたします。このことは、今回のコピーワンスの緩和によって懸念される海賊版の横行が現実のものになるなど、この緩和に端を発する状況が大きく変化したような場合にも全く同様だと考えておりまして、そのような状況を防ぐために、何より関係各位並びに行政において周知徹底、それから監視と注視の努力を行っていただくことが重要であると考えています。

そうした部分もありまして、また、先生もおっしゃられたように、技術の進歩や変化、多様化ということで恒久的なものではないというような点を考えあわせますと、言うなれば暫定的な解ということにもなると思えますが、10回につきましては、本検討委員会における成果といたしまして、あくまでも尊重いたしたいと思えます。

以上でございます。

【村井主査】 どうもありがとうございました。

それでは、堀委員、お願いいたします。

【堀委員】 音楽事業者協会という事業者団体から一言申し上げます。そもそも知財立国を目指すという国の方針が打ち出されているにもかかわらず、この検討委員会では、コピーの回数が緩和されたり、実演家の権利が制限されると、あたかもコンテンツが流通するかのような形で物事が進んでいったのかなと思えますと、非常に残念だなと思っております。

放送をはじめとしたさまざまなコンテンツをどう利用するかビジョンがここの委員会以外のどの委員会でも一切語られず、テレビ番組の流通だけが知財立国になるための唯一の武

器であるかのように語られたことというのは非常に違和感を感じる次第であります。

日本のエンターテインメント業界というのは、もちろん著作権法などの国際条約に基づきながらも、欧米諸国とは似て非なる成り立ちを経て、まさにジャパンモデルというオリジナルのビジネスモデルでここまで成長してきたわけでございます。それでもなお、欧米の仕組みに屈しろとすると何らベンチャースピリットを感じません。製造業などと違って、ドラマやバラエティー番組も含めたエンターテインメントというのは、数とか品質とかプライスダウンで売上を上げているわけではない。毎日独創性が求められる産業で、韓国、中国をはじめとした、アジアの地域のエンターテインメント業界では、日本の独創的なビジネスモデルについて参考にしたいという希望もあります。ただ、残念ながら、そのことにお気づきの有識者の方は、日本においては皆無であるといえる状況が、今日のブロードバンドにより世界がネットワーク化された中で、日本のコンテンツ事業が抜け出せない大きな要因だと、あえて言わせていただきたいと思います。

また、いまだに権利者の権利処理の煩雑さがコンテンツの流通を阻害しているかのごとく語られている中で、先ほど椎名委員からもありました補償金の問題とか、違法コピーに対する法律的なエンフォースメントが宙ぶらりんなまま、コピー回数だけが先行して提示されたということに関しては、日本のエンターテインメント産業にとっては非常に悲しい限りだと思います。

我々コンテンツ制作のクリエイターや実演家の置かれている現状は、必ずしも将来の日本が知財大国になることができるような状況ではないということを何度も警鐘を鳴らしてまいったつもりでございます。それは番組制作会社も、ここにおられる民法テレビ局も同様に将来に対してはおぼろげな不安を感じているというところです。

同様に、ユーザーの方々にもあえて、海賊版という言葉、海賊業者という言葉はデジタルの時代にはもう過去のものになるということを申し上げておきたいと思います。先ほどの主査からのお話で、記録メディアの販売・頒布は論外であると、透かし織りをした防止策という話がありましたが、デジタル機器を自在に操ることができる若年層において違法コンテンツの流通というのは、旧来の海賊業者ですら困るぐらいの規模で増大、あるいは進歩しているということだけは忘れないでいただきたいと思います。違法だと知らずにやるならまだしも、ばれなければそのまま。逆に、何がいけないんだと開き直る者もいる始末であります。モラルの低下というのは、この部分でも日本国全体に蔓延しているということを頭に入れつつ、もはや海賊版というのは一部の不屈き者による愚行ではない、誰しもが行い得る行為だということをよく認識していただきたいと思います。

こうした行為が産業に与える影響というのは、必ずユーザーにも影響を及ぼすというところだと想像できると思います。この場合はソフトの値段が上がるのか、あるいは場合によっ

ては会社が立ち行かなくなるとか、そういう、広く国民が負担するようなことになってしまうことだけは何としても避けなければいけないと思います。

今回、10回という回数が出ましたけれども、これによって映画産業のビジネスモデルも再考せざるを得ませんし、テレビ局の収益にどういう影響をもたらすのかとか、我々がマネジメントしているタレントのギャランティーにどのような影響を及ぼすのか、といったことが想像できないという状態であります。

従来どおりの国民の広くコンテンツを私的に楽しむ行為が10回という回数で制限されるということになったとしても、これはコピーをする権利が与えられたわけでもありませんし、頒布権が与えられたわけでもありません。暫定的であるといっても、今回の提案に関して、回数に関しては我々は到底納得できるものではないと思いつつも、この話は聞きました。聞き置くことにいたします。そのかわり、暫定的ということを残して、いずれは技術的なことも含めて3プラス1という、従来から我々が主張してきたような案に向かって、さらに話し合いを続けていけるような場を引き続き提供していただければと思います。

最後に、先ほどの透かし織りをした防止策ということでございますが、透かしの入った番組コンテンツがネット販売で流通しないように、例えばプロバイダーは出品するユーザーに警告をすることであるとか、ユーザーも透かしの入った番組を販売したら厳罰となるということ、あるいは購入者が透かしの入った番組を知っていて購入をするということが罪になると、場合によってはそういうことは通報する義務があるということを初期段階の自衛策としては、放送事業者、ユーザーにも前向きに検討していただきたいと思います。

以上です。

【村井主査】 どうもありがとうございました。

それでは、華頂委員、お願いいたします。

【華頂委員】 映画の著作権者としては、地上波デジタル放送における複製回数制限の受忍限度について、過日1回2個と申し上げましたが、今日村井主査からの9回10個というかけ離れた数字のご提案に驚いているというのが正直なところです。著作物の保護を第一義的に考慮していただいているのかなという疑念もあるところです。

回数の根拠もお聞きしましたけれども、主査のおっしゃるとおり、現在では映像といえども、家庭ではDVDとか、次世代DVD等の記録媒体によるタイムシフト視聴、それから、携帯電話やiPod、それからPSP等のゲーム機等のポータブルデバイスへのプレイスシフト視聴が常態化しているのはたしかだと思えます。でも、だからといって、コピーネバーを原則とする映画コンテンツが権利者の手を離れて、それらの複数のメディアに複製されるのは非常に遺憾である。海賊版の違法流通の可能性も含めて、複製を根幹とするワンソースマルチユーズのビジネスモデルである映画のビジネスモデル、これが阻害されるの

ではないかという危機感もあるということを改めてこの場を借りて申し上げておきたいと思
います。

ただ、先日も申し上げましたが、半年以上にわたる本検討会において、ここにいらっしゃる
委員の皆様と真摯に協議を続けてきた結果がCOGプラス複製回数制限というような運用
になったわけですが、この方式については既に納得しております。しかし、先ほども申し上
げましたように、1回2個と主張した手前、本日お聞きした9回10個という具体的な数字
については受け入れがたいという立場をとらざるを得ないということをご理解いただきたい
と思います。しかし、だからといって、今この席を蹴って、この場を退出するようなことを
するつもりもありません。村井主査におかれましては、映画界の苦悩ともいえるこの微妙な
ニュアンスを、ぜひご認識、汲み取っていただいた上で、第4次中間答申に反映していただ
ければと思います。

以上です。

【村井主査】 ありがとうございます。

それでは、消費者のお立場から高橋委員、お願いいたします。

【高橋委員】 本日19回目ということで、大変長い期間をかけて慎重に検討を重ねた結果、村
井主査から裁定とも言うべき判断、権利者の保護と消費者の利便性の確保のバランスという
ことで、10回というご判断をいただきました。

私は初回からずっと、スピード感のある取り組みが非常に重要ではないかと申し上げて参
りました。2011年7月24日に向けて、もうこれ以上、それぞれが困難な状況に陥ること
は好ましくない。委員としての責任としても、本日、この場で1つの結論を得るというこ
とになったものの、やはり非常に遅いと思っています。

消費者の立場としましては、アナログ停波、地デジ移行の中でさまざまな不都合を受け入
れているという状況でございます。録画のやり方が変わることで、10回にせよコピーの制約
が加わることで、それからレガシーの機器に関してはあらかじめいけないう等々がござ
いまして、相当の譲歩であるということで消費者にもそれなりの説明が立場的に必要だと
考えております。そういうことで、今回の10回ということに関しては受け入れて説明を行
っていきたいと考える次第でございます。

今、権利者団体の方々からご意見をいただきましたし、今回のこの答申案の7ページ目を
振り返ってみますと、今のご意見にもありましたように、違法な無料着うたダウンロードを
多くの中学生、高校生が利用するように、悪気のない人間を犯罪者にしてしまう可能性があ
るとか、あるいは普通の人々が違法性の認識が希薄なまま複製を行うケースも多いと。こうい
った今まで示された懸念が書き込まれているわけですがけれども、善意の消費者がこういうこ
とを知らず知らずにやってしまうという、ご懸念がもしおありなのであれば、消費者の立場

としてもできることは連携し、ご協力していきたいと思っております。

さまざまな手段をこれから工夫していくことが必要だと思います。例えば、私は以前にも日本消費者協会という団体の理事をしていると申し上げましたけれども、日本消費者協会は日本で初めて消費者教育に携わった団体でございます。ですので、消費者教育は得意とすることでございますし、その後もさまざまな消費者教育機関というのが登場しておりますので、そうしたところにも積極的に協力を求める働きかけをしていきたいと思っております。それから、専門家の分野でも、私は消費者教育学会の会員でもございますけれども、やはりメディアリテラシーという意味から、消費者教育の中でも当然こういうことは取り上げられてまいりますので、学会にも協力を求めたいと思っております。それから、中央教育審議会、中教審の社会科で専門委員を務めておりますが、今、まさに法教育とかメディア教育とかということをどうやっていくのかが大変大きな課題になっております。学校の現場の先生方も関心を持って、いろいろな場を使って総合学習の時間なども使いながら、いろいろ模索しているところでございますので、そうしたところと連携していくこともできると思っております。メーカーさんも機器にいろいろな注意文言をつけたり、説明書にわかりやすくそういうことを書くこともできると思っております。総務省さんはそれなりにおやりになるとは思いますけれども、総務省だけではなくて、今申し上げた中教審とかもろもろ、オール霞が関、すなわち政府として、10回に対する懸念がもしあるとすればきちんと取り組んでいくことが必要だと思いますので、それをここの場でご提案したいと思っております。

以上でございます。

【村井主査】 ありがとうございます。

それでは、長田委員。

【長田委員】 長い議論、皆さん本当にお疲れさまです。その中で、今回の村井主査のご提案を私もそのまま受け入れたいと思っております。今、高橋委員もおっしゃいましたように、消費者にしてみれば、なぜここで制限を受けなければならないのかというのがもともとの主張でございました。その中で、権利者や放送の皆さんやメーカーの皆さんにいろいろご意見を聞きながら、今はその制限を受け入れると考えているわけです。

その中で、まず一つ、私どもがこれから担わなければいけないというところで、レガシーな機器が出るというか、既にご買ってしまった、これから直近買う人に関しては、それがレガシーになるんだということをきちんと伝えなければいけない。それは、2011年まで本当にあまり時がございませんので、着々と進んでいっているところに1歩とまるという形になりますので、それは的確なお伝えの仕方をしていかなければいけないと思っております。

それからもう一つ、椎名委員も堀委員もおっしゃられましたご懸念のことですが、私どもがとても大切にしている法律に消費者基本法というものがございまして。その中にも知的財産

権の適正な保護に配慮する、努力をするというか、努めるものとするというのが消費者の役割として書き込まれております。これを反映しまして、今、国民生活審議会で行っています消費者教育の体系化の中でも、いろいろな場面、学校であり、それから学校に入る前の幼児の段階、職域、それから地域というような形でいろいろな消費者教育を体系化して推進していく、その実行する段階の中にも知的財産権の保護というのは当然書き込まれていることをごさいます、その中で学校の場面、それから私どものような地域婦人会は、地域の中で青少年の健全育成というのを一つ、大きな役割として、目的として掲げておりますので、そういう場面でも、とにかくいけないことはいけないということはきちと伝えていきたいと思えますし、今回、地上波のデジタル放送などを録画した場合に、そこにチャンネルのロゴが透かしでつくということは、非常に見分けもつきやすいということになりますので、そのことはきちんと伝えていくという努力をしていきたいと思えます。それは、私どもだけでなく、もちろん行政も、それから放送局の皆さんも、それから権利者の皆さんも一緒にぜひやらせていただければと思えますし、機械の使い方などにおいても誤解のないように、メーカーの皆さんとも一緒にやっていきたいと思えます。

メーカーの皆さんには、これから短い間にいろいろな開発をしていただくということになりますが、ぜひ利用者、使用者の使いやすい機器、わかりやすい機器ということでご努力を一層お願いしたいと思います。

【村井主査】 ありがとうございます。

それでは、河村委員、お願いいたします。

【河村委員】 長い検討の時間を経ても、なお委員会そのものの場では議論から一つ結論を合意をもって形成することができなかつたわけですが、そのような難しい状況の中で、主査である村井先生が導き出された結論というものを尊重いたしたいと思えます。

高橋委員や長田委員がたくさんのおっしゃいましたので、私の気持ちといたしましては、今回の議論を振り返って、今改めて、もう過ぎたことは何も申しませんけれども、今後、やはり真の意味での消費者の力といいますか、たくさんのユーザーの声の結集の方法なども模索いたしまして、単に狭い意味で消費者の利益だけをという、そういう視点だけではなく、物事のあるべき姿ですとか、合理的な根拠ある制度をつくるために、その検討の場に多くのユーザーの声、消費者の声を出していきたいという思いを強くしています。

以上です。

【村井主査】 どうもありがとうございました。

それでは、引き続きましてメーカーのお立場から、田胡委員、お願いいたします。

【田胡委員】 村井主査のとりまとめ、大変ご苦労さまでした。このとりまとめを尊重して、2011年まであと4年弱になっておりますので、円滑な移行に向けて可及的速やかに実施す

ることを希望いたします。それから、先ほどから消費者の方からも出ていますが、やはり、市場が逆に混乱するということがあっては何のためにやったかわからないということですので、放送事業者さんとも協力しまして、告知、正しい伝達等々についてぜひ前向きに協力していきたいと思っております。

以上です。

【村井主査】 ありがとうございます。

それでは、放送事業者のお立場から、元橋オブザーバーお願いいたします。

【元橋オブザーバー】 皆さんそれぞれのお立場で、これまでのご主張を繰り返しつつも、村井先生の非常に苦渋に満ちたというか、配慮していただいたご提案を受けとめていらっしゃるということで、屋上屋にならない程度に私どもの考え方を申し述べたいと思います。

私どもは、この場で視聴者の方の利便性の向上とともに、逆にそれが知財としての放送番組の権利が適切に保護され、その良質な番組を継続的に制作、放送していくということ、これを両立することが大事だと、そういうものに支障があっては本末転倒ですよということを繰り返し申し上げてきました。そういう観点から、今日、村井先生から示された回数、個数というもの、その点だけを取り出してみると、ハード的な原因、メディアの不良などによる失敗というもののバッファを含めた数字であるとしても、私的利用という言葉の範疇とするには多過ぎるのではないかというのが率直な思いです。しかし、皆さんもご指摘になりましたけれども、もうこの委員会で非常に長い時間をかけて、それから村井先生をはじめ、委員の皆さん、膨大な労力を費やして議論を重ねてきたわけで、さらに残り3年余り、4年を切ったという田胡さんのお話もありましたが、時間を空費するということは、もう許されない状況だろうと認識しております。

今日も先生からもお話がありましたが、4月18日に最初に先生からご提案という形で示されたときのことを、今、議事メモを振り返って見ていたのですが、回数に私ども自身も含めて、この場の皆さんの注目、関心が集まってしまうのは、ある意味やむを得ないと思いますが、その場で触れられているのは回数だけではなく、権利者への適正な対価を確保するということや、ロゴが映り込んだ録画物が違法に流通していかないかどうかということに対する啓蒙活動であるとか監視、あるいは摘発、そういうようなことについて、政府も消費者の皆さんもメーカーの皆さんも、もちろん私ども放送事業者も権利者の方も、一体となって、違法流通の抑止に向けて取り組むということも触れられていたということ私どもは非常に重く受けとめております。

私的利用は便利になったけれども、海賊版がいっぱい出たということになると、これはもう何をやっているのかわからないわけで、そういうことのないように、ぜひ、回数以外の部分をどう具体的に担保していくのかというのが、まさに重要になるのかなと思っております。

ですから、村井先生にはぜひ、情報通信政策部会への報告に当たりましては、回数の部分だけではなくて、そのような総合的な対策、パッケージとしてぜひ取り扱っていくべきだということをお報告していただきたいということをお強く求めたいと思います。

以上です。

【村井主査】 ありがとうございます。

それでは、福田委員、お願いいたします。

【福田委員】 ここまで皆さんがおっしゃられたように、細かい議論が民主的に運ばれ、粘り強く議論されたことについて、皆さんにも敬意を表したいと思います。

まず、コピー回数について、先ほど主査から一部ご紹介がありましたが、これまでの議論の過程で出てきた数値をはるかに超えるということは、我々も想定外であり、数だけ見ればこんなに多いのかという印象を持っております。とはいえ、これまでどおり権利者の皆さん、消費者の皆さん、メーカーの方、関係者の合意が得られるならば、我々も積極的に改善に取り組んでまいるという立場に変わりはありませんし、さらにこうした議論を踏まえて、主査のお考えというものは尊重されるべきということには変わりはありません。そうした中で、権利者の3人の方が相当苦渋に満ちた表現をされたということについては我々は放送事業者として相当重く受けとめなければならないであろうと考えております。

それに関連しますと、この10回という大幅な緩和は、堀委員も一部触れりましたが、今後、コンテンツのありようについて不安が生じるのではないかと。例えば地上テレビというものに対するコンテンツの供給が鈍るのではないかと、あるいはもろもろの経費が高騰するのではないかと、漠然たる不安感というものを我々が持っていることはたしかであります。仮にそうしたことが起きるのであれば、地上放送というものの力が若干落ちることのみならず、結果的に消費者の皆さんの不利益につながるのではないかとというような懸念を持っておりますので、ぜひそうした意見等も部会等にお上げになる際に忖度していただければと思っております。

それから、一部の委員もおっしゃいましたが、こうしたコピー回数の決定が、映画をはじめとするコンテンツ産業を弱体化させるということがあってはならないと思っておりますし、そうならば我々も非常に不利益をこうむることになるであろうと思っております。さらに、コピー回数的大幅緩和が過多になるということもありますし、タイムシフトなどに伴う広告のスキップ視聴などが常態化いたしますと、我々のビジネスモデルに相当影響してくるであろうということでもあります。重ね重ねになりますけれども、基幹放送という位置づけが保っていただけるかどうかということについても懸念をしております。

それから、今回のこの委員会のもう一つのミッションとして、放送番組などのコンテンツの二次利用の促進という側面があるわけですが、視聴者の私的録画の利便性というものは、

先ほど出ておりますように、当然尊重されるべきであります。一方で、このコピー回数的大幅緩和が、これも出ておりますけれども、海賊版の増加といったようなことや、放送番組の二次利用の促進といったようなことに、本当に加速するのかどうかということについても若干懸念を持っていることはたしかであります。そうした大きい決定に各委員が参加し決めていただいたという重大なことでありますので、その重みについては皆さんと共有できればと思っております。

それから、もう一つ、海賊版の防止についての各分野での協力ということがありました。協力というよりは、我々自身、これは防いでいかなければいけないということがありますので、放送における主体をどう考えていくのかというのは当然ながら今後も取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

【村井主査】 どうもありがとうございました。

それでは、そのほか、この件に関してのご発言はございますか。

【菅原委員】 主査から方向性を示していただいた4月の検討会でも申し上げましたが、今回のご提案は、まさに対症療法の部分のご提案と受けとめております。対症療法であれば、まず速やかにそのことを実施しなければいけないということだと思います。それから、もう一つ、副作用のリスクを覚悟しておかなければいけないということも考えます。ただ、それが出てきたときには、主査からも、もう既にお話しいただいておりますが、今回の検討で終わりということではなく、またそういうものがあれば、次のステップの検討をすべきということも示されております。これに関しますと、この検討会でも、例えば放送事業者の方から、いわゆるキャッチアップTVのサービスのご報告であるとか、新しいウインドウのことも既に出てきております。さらにほかの場では家庭内ネットワークというようなものも提案されている。そこの放送波との関係であるとか、あるいは他のメディアとの関係ということになりますと、やはり根本的な議論は、もう今からでもしないといけないだろうと感じます。

従いまして、それをこの委員会でやるのか、他の場でやるのかはともかく、やはり速やかに開始すべきであろうと思っておりますし、また、その際にはこの検討会が始まる際に消費者の方からも指摘されました透明性を持った議論を確保しながら進めるべきであろうと思っております。

以上です。

【村井主査】 どうもありがとうございました。

そのほか、何かご発言はございますか。

【浅野委員】 本当に長い議論のもとに、村井主査より裁定とも言うような形の案が出たことに関しては歓迎したいと思います。参加している皆さんがもろ手を挙げて賛成していないということもよくわかりますが、その中でも特に権利団体の方からの非常に苦渋に満ちた発言、

検討会の結論は壊さないとか、納得できないけれども聞き置くとか、あるいは受け入れがたいけれども席を蹴って退席することはしないとか、長い検討の中において、もうそろそろ結論を出さなければいけないということに対することから、そのような発言の中においても、主査の裁定案に対して尊重していかなければならないという共通認識ができていないかと思えます。

この結論を先延ばしすればするほど不便を強いられる視聴者の数も増えてくるわけで、まさにもうこの時点において結論を出して、とりあえず暫定案としても少しでも改善策というような形で先に進めていくということが非常に重要な時期に来ているということから、今日1人も席を立たないで、ここの議論に最後まで参加しているというようなことに関しましては、私も委員として皆さん方を誇りに思います。

以上です。

【村井主査】 ありがとうございます。

そのほか何かございますか。

それでは、私の方から一言申し上げたいと思います。今日もまたさまざまな貴重なご意見をいただきました。繰り返しもなりますし、今日の皆様のご意見を踏まえたものですが、今回の取りまとめの大変重要なポイントを3つ上げさせていただきます。1点目は、コンテンツを非常に高く尊重する、クリエイターに対する適正な対価を確保するというのをいろいろな方からご発言をいただいております。本日の資料にありますように、この件を議論している機能は我が国に幾つかあります。知財本部、それから文化審議会、経団連といった政府や公的な団体でコンテンツ大国の実現に向けたいろいろな検討が進められています。これらすべての場でクリエイターに対する適切な対価を確保し、創造のインセンティブを維持することを共通の目的として考えており、それぞれの検討組織の役割に応じた具体策の提言に向けて、非常に活発に議論されている状況だと思えます。当審議会における議論もコンテンツ大国の実現に向けた中で議論の一環だと考えておりますので、今、皆様からご指摘がありましたような中間答申の取りまとめに当たっては、コンテンツ大国の実現といった共通目的、その考えに沿った具体策の提言を進めていきたいと思えます。それと同じく、他の検討の場においても可能な限り早期に具体策がまとめられるようにという期待を持っておりますので、そうした呼びかけも含めて進めさせていただきたいと思えます。

2点目は、不正コピー、海賊版について大分ご意見が出てまいりました。私の提案させていただいたルールは、善意の視聴者が私的に楽しむことを前提にしており、いわゆる海賊版の無断頒布であるとか、無断の販売は論外であると申し上げました。この点を十分に周知させて、海賊版不正コピーをとめなければいけないということが前提です。先ほど何度かお話が出て来ましたが、デジタル放送には各チャンネルを明示するマークが画面上に示されてい

るのが普通であり、非常に見分けやすいといったことも委員の方からご指摘いただきました。では、ロゴマークがついたコンテンツが販売されていたらどうするのか、違法コピーをアップロードした時には、サービスを止めることが可能か、あるいはサービスを停止しなかった場合のペナルティーなど、してはいけないことの周知についても消費者の方からご発言がありました。明らかな不正行為については、行政、消費者、放送事業者のそれぞれが各々の立場から協力し合って、いろいろな立場の人たちが議論をし、その議論に基づいて不正コピーに対する考え方を具体化していくことが大変重要だと思います。先ほど消費者の方からも、不正コピー対策の活動へのご協力というお話がありました。大変重要なことだと思いますので、中間答申の中で、ご指摘のように、不正コピーに対策の周知の方法や必要性についても記載させていただきたいと思います。

3点目は、私から提言させていただいたルールの性格ですが、デジタルテクノロジーは進歩が早く、新しい特徴を持った商品が市場が次々に出て参ります。利用する側も、これに迅速に対応するたくましい市場であるというのが我が国の特徴でもあります。こうした背景で考えると、今回のルールにしても、そのような進化や変化に対してきっちり対応するということは、ある意味でやり続けなければならないということになります。

一方で、デジタルテクノロジーというのは、きちんとした新しいコンセンサスがとれば、それに対応することも迅速にできるという特徴もあります。今回提案致しましたルールは、暫定だというご指摘をいただきましたが、こうした意味で、デジタルテクノロジーというのは常に、暫定の性格を持っているのではないかと思います。またそれで進められることが強みでもあります。

そのためにも、行政の方も関係者の方も、こういった議論に参加なさったということに責任を持っていただき、技術の動向、市場の状況、そして何度も話題に出ている不正コピー等々の展開、あるいは先ほど福田委員からご指摘があったような、今後のいろいろな放送事業や完全デジタル化へ向けての事業、あるいは2次流通の事業の、こうしたことへの影響をモニターして、その後必要であるならば、またこの委員会で議論する。そして、新たなルールの提案をためらわずにするという態度も必要だと思います。このように今回のステップを推し進めるということで、ご理解をいただけたのではないかと思います。

4月の時点で申し上げましたが、クリエイター、それからクリエイション、私の学生もそうですが、次の世代、新しい世代がよいコンテンツをつくるために一番貴重な見本が今の放送コンテンツではないかと私は思っております。そういう意味では放送番組、それから放送番組を制作する方々や関わる方々の役割は非常に重要だと思います。今回の議論は、次の世代に対する最も大きな課題や役割をもつコンテンツとそれを創る人たちへの大きな影響に対する責任の中で議論していただいたということで、非常に深い議論、あるいは長い時間の議

論に大変感謝をしたいと思います。

また、この放送コンテンツの中から教育分野においての新しいクリエイターを目指す人たちが、いろいろな作品を作る際に、貴重な素材として使えるような放送内容につきましても考えていただきたいということを議論の途中で申し上げましたが、そちらに関するご配慮もぜひお願いをしたいと思います。そういった放送コンテンツを参考にし、活用していく中で、次の世代へのいいマーケット、いい基盤というのが、このデジタル放送の中でできてくるのが大変重要ではないかと思います。

先ほど申し上げましたとおり、7月19日に情報通信政策部会が開催されますので、その場におきまして、当委員会の議論のとりまとめの内容をご報告するということになっております。本日、皆様からいただいた大変貴重なご意見を可能な限り含ませていただきまして、それから中間答申案の作成に当たりましても、私の提案とともに可能な限り皆様のご意見を反映させた形で進めさせていただきたいと思います。

本日の私の説明、それから委員の皆さんからも大変貴重なご意見をいただきました。それから、今私が申し上げた点を踏まえまして、事務局で本日の資料、修正、改善をしていただき、次回の委員会に提出し、それをもとに中間答申案の策定作業を進めていただくようお願い申し上げます。

それでは、次の議題に移りたいと思います。先日開催されました情報通信政策部会において新たに本委員会の諮問事項ということが追加されましたので、事務局より説明をお願いいたします。

【小笠原コンテンツ流通促進室長】 それでは、資料の8に基づきまして、時間の関係でごく簡単に説明させていただきます。

資料8、諮問書と「『コンテンツ競争力強化のための法制度』の在り方について」という紙をつけておりますが、ご説明は「『コンテンツ競争力強化のための法制度』の在り方について」で行わせていただきます。

1枚めくっていただきまして、今回の諮問の背景を幾つか書いております。大臣の下で検討を重ねておりましたICT国際競争力懇談会の最終とりまとめが4月23日にございました。そこでは、放送コンテンツにかかわる権利や交渉窓口に関する情報の収集、集約、それをコンテンツの購入を希望する方、あるいはコンテンツの海外展開を手がける方、そういった方に広く公開させていく、そういった仕組みを整備していくことがコンテンツの海外展開を促進していくための一つの有効な方策ではないか、という提言をいただいております。

背景としては、委員の方々に海外のバイヤーにいろいろ当たっていただいた結果、①から⑦のうち、例えば②にあるように、日本のコンテンツを買おうと思ったときに、窓口がどこなのかわからない。あるいは複数の会社に分散している場合、それぞれに当たるのに時間が

かかったりすると。そういった中で競争国であるアジアの国からのコンテンツにどうしても乗りかえざるを得ないような事情もあった、そういったお話もございました。決してそれがすべての課題というわけではないとは思いますが、情報の収集、集約に関する課題を解決することが、海外展開促進のための一つの重要な要因ではないかというご指摘がございました。

そして、それを受けまして、総務省といたしましては、5月に国際競争力強化プログラムの一環となるソフトパワー強化プログラムとして、コンテンツ競争力強化促進法（仮称）を、次期通常国会に向けて検討することを表明いたしました。

その結果、今年の5月、政府の知的財産推進計画2007の中に、放送コンテンツの競争力強化に関する法制度整備の検討が入りました。これは総務省の担当となりまして、2007年度中に結論を得ることを目標に、法制度のあり方検討することが政府全体の計画としても盛り込まれたわけでございます。こうしたことを受けまして、その検討体制として、情報通信審議会に諮問させていただき、先の6月26日に情報通信政策部会から当委員会の担当とされたということでございます。

2ページ目、ごく簡単に申し上げます。検討課題として考えられることを幾つか並べておりますが、コンテンツの海外展開、あるいはそういったことを含めた2次利用を促進していくためには、買い手と売り手の側でそれぞれ何を検討していくべきか、ということを書いております。一つは、先ほど申し上げた買い手側の事情として、交渉窓口とか権利の所在とか、そういった情報の集約、公開が一つの方法としては考えられます。ただ、一方で、そういった、要するに有償での取引が成立するためには、先ほど来出ております不正流通、あるいは海賊版市場、そういったことを防止していくということが、技術面それから制度面両面から当然ながら真剣に検討される必要があるわけでありまして。そういった意味で2つ目の課題として不正流通海賊版市場の防止について書いております。

それから、売り手側の事情でございますが、これはもうすべてのコンテンツ政策の基本ということかもしれません。より質の高いコンテンツの製作・供給と、促進するための環境整備。これはどのような検討に当たっても、すべての基本といえるかと思えます。

以上の3点を主な検討課題といたしまして、必要な法制度があるのであれば、そのあり方について検討を行うということでございます。

3ページ、4ページ以下は、関連した課題につき、それぞれ総務省、あるいは総務省の外で議論されているところを、参考につけさせていただきました。

簡単でございますが、以上でございます。

【村井主査】 ありがとうございます。

新しい諮問事項に関しても、皆さんにはぜひご検討いただき、いろいろな議論の進め方等々でご意見ありましたら事務局にお伝えいただければと思います。とりまとめの時期が迫って

おりますので、委員会の開催日時も今後限られていますが、できるだけ皆様のご意見が反映された形で、中間答申案をまとめさせていただきたいと思っております。いろいろなご意見がまだあると思っておりますので、運営等々、事務局にご連絡いただければと思っております。

それでは、事務局から何かございますか。

【小笠原コンテンツ流通促進室長】 本日、骨子案を初めて配付させていただきました。これに対するご意見をいただく場合のメールアドレスを後ほど委員の皆様へ送信させていただきます。今日お配りしました骨子案につきまして、それぞれ修正、ご意見等がある場合には、そのメールアドレスまでご送付いただければ幸いです。

今後のスケジュールにつきましては、7月19日に中間答申案の検討3回目として、当委員会を9時半から開催させていただきたいと思っております。続いて11時から情報通信政策部会が開催されまして、本日の中身を含め村井主査から検討の報告及び中間答申の方向性についてご説明いただくことといたしたいと思っております。

中に「調整中」と書いておりますのは、今日主査から改めて中間答申案の作成についてご指示いただきましたので、それ自体について一度この委員会でお諮りすることとして、調整中とさせていただきます。

そういった検討を経まして8月上旬、情報通信審議会総会におきまして中間答申案の決定という運びとなっております。

以上です。

【村井主査】 改めまして、この最後の瞬間まで審議にご参加くださったことに、深く感謝いたします。このことを大変重く受けとめ、今後のプロセスを進めて参ります。どうもありがとうございました。本日の会議を終了したいと思います。

以上